

公益社団法人茨木市シルバー人材センター就業基準

制定 平成 24 年 4 月 1 日
最新施行 令和 2 年 11 月 1 日

(目的)

第 1 条 この基準は、会員の就業について、適正かつ公平にその機会を提供することを目的とする。

(配置等)

第 2 条 会員への就業の提供は、次のとおり行う。

- (1) 就業会員は、施設の状況、就業内容、就業時間等を考慮して定める。
- (2) 就業提供は、会員の健康状態、就業意欲、資格、能力等を考慮して行う。

(就業の提供)

第 3 条 同一職種についての就業提供は、次のとおりとする。

- (1) 同一場所における就業期間は、原則 1 年とする。ただし、発注者との間で契約更新があった場合は、第 4 条に規定する終了事由に該当する場合を除き 5 年を限度として延長することができる。
- (2) 一日の就業時間は、6 時間以内とする。
- (3) 一月の就業日数は、13 日を限度とする。
- (4) 一月の就業時間は、78 時間（労働者派遣事業の場合は 80 時間）を限度とする。

2 第 1 項の規定にかかわらず、理事長が特に認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 第 1 項第 1 号に定める就業期間は、他に就業を希望する会員がいない場合及び発注者に特別な事由がある場合にかぎり 5 年を超えることができる。
- (2) 第 1 項第 2 号に定める就業時間は、発注者に特別な事由がある場合にかぎり 6 時間を超えすることができる。
- (3) 第 1 項第 3 号に定める就業日数は、発注者に特別な事由がある場合にかぎり 13 日を超え就業することができる。

3 就業期間が満了した会員には、他の就業場所における就業提供を努めるものとする。

(就業の停止及び終了)

第 4 条 就業中の会員が健康又は、就業の状態から公益社団法人茨木市シルバー人材センターの基本理念である共働・共助及び会員就業規約を履行できないと判断した場合は、当該就業を停止又は終了することができる。

2 就業の停止とは、その従事していた業務を一時停止し、一定期間の後、復帰できる場合をいう。

3 就業の終了とは、その従事していた業務を終了し、復帰できない場合をいう。

4 第1項の停止及び終了に関する必要な事項は、別に定める。

(就業期間の明示等)

第5条 新規に就業提供する場合は、第3条に定める就業期間を明示するものとする。

2 就業期間が満了する場合は、事前に就業期間満了の通知書を交付する。

(適用除外)

第6条 次の業務については、第3条第1項第1号及び第3号を適用しない。

(1) 除草、植木の剪定

(2) 障子、ふすまの張替え等

(3) 家庭からの発注による家事、福祉サービス

(4) 一週間の就業が2日以内かつ10時間以内の就業

(その他)

第7条 この基準の改廃は、理事会において決定する。

2 この基準に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月24日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、令和2年11月1日から施行する。